

削除義務が生じる場合の明確化について

削除義務が生じる場合の明確化について①

1. 規定

プロ責法において、削除義務が生じる場合については規定されていない(※)

(※) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 31条の8第5項

「その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該児童公衆送信装置の設置者(略)は、その児童公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像又は児童ポルノ画像(略)を記録したことを知ったときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

2. 立法時の見解

インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会－報告書－（平成12年12月）

サービス・プロバイダ等による適切な対応を促すための最も直接的な方法は、どのような場合に情報の削除等をするべきなのか（作為義務）を、法律により規定することにより、必要とされる対応を明確化することである。

しかし、具体的に個々の情報が権利利益を侵害するものであるか否かの判断は裁判所で行われるべきものであり、また、現状では、判例の積重ねが少ないことから、そのような規定を設けることは困難である。

また、個別の情報が権利利益を侵害するものであるか否かにかかわらず、一律、当該情報の削除等をするか否かのルールを定めることも考えられるが、表現の自由の保護又は被害者救済の確保のいずれかの面において妥当性を欠くこととなりかねないという問題がある。

削除義務が生じる場合の明確化について②

3. 見解

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

現在、条理上の削除義務を否定する大手ISP(略)は存在していないと理解できる状況であるし、第3条は削除しなかった場合の免責条件を定めているので(これを充たさない限りISPは損害賠償義務を負うことになり)ISPの削除義務を裏から法的に規定しているものと捉えられ、これを否定する考え方も主流でないと理解している(略)。従って、具体的問題は発生していないが、今後中小のもしくは商標権侵害問題に不案内なISPとの交渉が拡大する可能性を鑑みると削除義務の明文化が望ましいとも考える。

但し、以下の懸念を有している。大手ISP(略)は、条理に照らした上で自らの判断を基に自主的に削除義務があると判断し削除を行ってくれていると捉えている。即ち、ISPとして必然と考えているインターネットの世界に於ける自由性・自主性を尊重した上でISPは誇りある自主規制を実施している状況にあると考えられる中で、ISPが押しつけられたとも捉える可能性のある削除義務の明文化は慎重に取り扱う必要があると思われる。又、削除義務を明文化するなら、義務を負わないこととなる例外が規定されることになると考えられ、その規定が現行条理的に捉えられている削除義務の要件を緩和する可能性もあることを懸念すべきと考えている。

ニフティ株式会社丸橋透氏(第3回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

(ISP等の)作為(削除)義務の根拠は条理であるところ、TVブレイク判決のように、侵害の主体と擬制(間接侵害)されて差止請求が認められ、かつ、発信者としての作為の不法行為責任があると判断されることが懸念される。

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会会長代理桑子博行氏(第3回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

権利侵害の実態はさまざまであり、今後とも新たなケース等も想定されるので、法律で明確化することには無理があると考える。したがって、ガイドラインにもとづく自主的な取組を推進すべき。

